

## 学生・教職員の海外派遣の判断基準（ガイドライン）

学生・教職員の海外派遣（留学・研修・出張等）の実施、中止、延期、継続、途中帰国を判断する場合、派遣先の国・地域の事情に関しては、外務省から提供されている特定の国又は地域の治安・安全性に関する情報を基に判断する。特に4段階の危険度に区分した4種類の「危険情報」に基づいて次の通りに対応する。この「危険情報（安全情報）」は法令上の強制力をもって渡航の禁止や退避の命令をするものではないが、これを参考とし適切な判断に努める。

【平成29年10月12日改正】

危険度	外務省の危険情報(安全目安)		本学の判断基準(ガイドライン)
Level 1	十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	渡航は可とするが、十分に注意を払う。
Level 2	不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	延期もしくは中止を基本方針とする。
Level 3	渡航は止めてください。 【渡航中止勧告】	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）	中止もしくは途中帰国を基本方針とする。
Level 4	退避してください。 渡航は止めてください。 【避難勧告】	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	中止もしくは即時帰国を基本方針とする。